

○福岡市環境審議会条例（平成6年3月31日条例第22号）

福岡市環境審議会条例

平成 6 年 3 月 31 日
条例第22号

改正 平成 9 年 3 月 31 日 条例第22号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

(平成 9 条例22・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(福岡市公害対策審議会条例の廃止)

2 福岡市公害対策審議会条例（昭和48年福岡市条例第20号）は、廃止する。

(委員の任期の特例)

3 平成 9 年 4 月 1 日から平成10年 7 月31日までに委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成10年 7 月31日までとする。

(平成 9 条例22・追加)

附 則（平成 9 年 3 月 31 日 条例第22号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡市環境審議会条例（平成6年福岡市条例第22号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、福岡市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審議会の委員（以下「審議会委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市議会議員
- （3）関係行政機関の職員
- （4）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めるもの（関係者等の出席）

第3条 会長は、諮問された事項について必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（専門部会）

第4条 条例第6条に定める専門部会（以下「部会」という。）は、会長が審議会委員のうちから指名する専門部会委員（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

（専門部会長）

第5条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表して部会の審議結果を審議会に報告しなければならない。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。
（福岡市公害対策審議会条例施行規則の廃止）
- 2 福岡市公害対策審議会条例施行規則（昭和48年福岡市規則第27号）は、廃止する。